

**第5回（平成25年度）加藤山崎修学支援金  
応募書類の作成について（児童生徒、保護者用）**

児童生徒、保護者の方は、次の書類をそれぞれの説明に従って準備し、学校の担当者に指定された期日までに提出してください。全ての書類をまとめて、学校から加藤山崎教育基金に提出していただきます。なお、学校から加藤山崎教育基金への提出期限は2013年6月24日(月)事務局必着となりますので、ご注意下さい。

## 1 奨学生願書（様式②）

下記の要領に従い記入・署名・捺印して、学校に提出してください。

(1)「生計を一つにする家族」欄は、次の①～⑤のように記入し別表①の通り証明書類を提出してください。

① 保護者を含め生計を一つにする家族全員について記入してください。

※ 生計を一つにする家族とは、同居・別居にかかわらず本人と生活費を同じくしている者です。

例えば、単身赴任の生計維持者や仕送りのやり取りのある親族等を含みます。別居独立している兄弟等は記入する必要はありません。尚、保護者についても必ず記入してください。

② 就学者を除く家族全員の「所得の種類」欄は、各自の所得の種類に応じて、「給与・事業・公的扶助・年金・その他（具体的に記入）」の区分で、該当するものを記入してください。

※公的扶助とは、生活保護等を指します。

③ 就学者を除く家族全員の「収入金額」・「所得金額」欄は別表①の証明書類に基づき記入してください。

※「収入金額」は控除前の金額（支払金額）、「所得金額」は控除後の金額になります。

④ 就学者を除く家族全員の「収入見込額(今年)」欄は、応募時から過去一年以内に家計支持者に就職、転職、失業、休業、臨時所得等の家計急変があった場合に記入してください。下記(2)の記載事項も必ずご確認下さい。

⑤ 就学者(未就学児を含む)の「収入金額」・「所得金額」欄は、就学者に収入があった場合に別表①の証明書類に基づき記入してください。

(2)「家庭状況」欄は、該当する場合は“有”、該当しない場合は“無”に○をしてください。

(ア)の「家計急変」とは、応募時から過去一年以内に家計支持者に家計急変の事由（就職、転職、失業、休業、事故、病気、死亡、臨時所得等）が発生した場合です。“有”の場合は、「家計急変の内容」・「年間収入（見込）額証明書の有無」欄と、願書2枚目「奨学金を希望する理由」欄に具体的な事情を記入の上、別表①の中で該当する、家計急変の証明書類を提出してください。また、就学者(未就学児を含む)を除く家族全員の「年間収入(見込)額」を「収入金額(今年)」欄に記入してください。

(3)「特別控除」欄は、該当する場合は“有”、該当しない場合は“無”に○をしてください。

また、家族に障害のある人がいる場合は人数を記入し、別表②の通り証明書類を提出してください。

(4)「奨学金を希望する理由」欄は、教育費の困窮の状況など家庭事情も含めて、具体的にできるだけ詳しく記入してください。また、家計に急変（就職、転職、失業、休業、事故、病気、死亡、臨時所得等）があった場合は具体的な事情を記入してください。

## 2 作文（様式③本人手書き用）

以下の通り、黒のボールペンを使用し手書きで記入してください。

- (1) 内容：自由（将来やりたいこと、夢、目標、勉学にどのように励んでいるか、応募した理由等）。
- (2) 字数：小学生800字程度、中学生1200字程度、高校生1600字程度。
- (3) 原稿用紙：財団指定のもの（様式③）。ホームページ（<http://www.kyef.or.jp>）よりダウンロードできます。

3 所得等に関する証明書類…保護者の方が各自治体にて取得下さい。

生計を一つにする家族全員について、別表に該当する事実を証明する書類を提出してください。

別表①・別表②参照

別表① 所得に関する証明書類（コピー可）

提出	区分	証明書類	発行機関等
全員分 必須	生計を一つにする家族全員（6歳未満及び18歳以下の就学者を除く）	<p>「平成25年度（平成24年分）所得証明書」（平成24年1月～12月までの1年間の合計所得金額が記載されているもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 課税通知書は可とします。</li> <li>* 源泉徴収票は不可とします。</li> <li>* 給与・公的年金以外の収入がある方は確定申告書の控えを併せて提出してください。</li> <li>* 証明書の名称は、市区町村により「課税（非課税）証明書」等、異なる場合がありますので、窓口でご確認ください。</li> <li>* 無職や前年所得がない方も提出してください（収入額の表示が「***」等ではなく「0円」と表示された証明書）。ただし、生活保護受給世帯は、下記証明書の提出があれば、所得証明書の提出は不要です。</li> </ul>	市区町村役場 （平成25年度の証明書発行時期を役場に確認の上、お取り寄せください）
該当者のみ	生活保護受給世帯	「生活保護受給証明書」又は「生活保護決定通知書」	社会福祉事務所
	※家計支持者の家計急変 平成24年の途中又は平成25年に就職・転職・休業した人	「年間収入（見込）額証明書」（様式⑤） （財団指定の様式をホームページよりダウンロード）	勤務先等
	臨時所得（保険金等）のあった人 （平成24年1月以降に受給した上記以外の所得）	臨時的な所得を証明できるもの （確定申告の控え等）	

※「家計急変」とは、応募時から過去一年以内に家計支持者に家計急変の事由が発生しており、現在の所得と前年の所得証明書に記載の所得が大きく異なる場合です。

別表② 特別控除に関する証明書類

提出	区分	証明書類	発行機関等
該当者のみ	障害のある人がいる世帯 （本人を含む）	身体障害者手帳（写） 精神障害者保健福祉手帳（写） 療育手帳（写）等	市区町村役場 又は本人携帯